

2023年6月2日

各位

会社名 株式会社キャンパス
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己
(コード番号: 4575 東証グロース)
問合せ先 取締役最高財務責任者 加登住 眞
IR@canbas.co.jp

第三者割当による新株式並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権（行使価額修正条項付） の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年5月18日付の当社取締役会において決議いたしました、第三者割当の方法による新株式（以下「本株式」といいます。）の発行並びに株式会社キャンパス第19回新株予約権（以下「第19回新株予約権」といいます。）及び株式会社キャンパス第20回新株予約権（以下「第20回新株予約権」といい、また第19回新株予約権及び第20回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、割当先である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCA0」といいます。）及び MAP246 Segregated Portfolio（以下「MAP246」といい、LCA0 及び MAP246 を個別に又は総称して、以下「割当先」といいます。）との間で本株式及び本新株予約権に係る SECURITIES PURCHASE AGREEMENT（以下「引受契約」といいます。）を締結し、払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2023年5月18日付で公表いたしました「第三者割当による新株式並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 募集の概要

(1) 本株式発行の概要

① 払込期日	2023年6月2日
② 発行新株式数	普通株式 500,000 株
③ 発行価額	1株当たり 1,458 円
④ 調達資金の額	729,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCA0 400,000 株 MAP246 100,000 株
⑥ その他	当社は、割当先との間で、引受契約を締結しております。

(2) 本新株予約権発行の概要

① 割当日	2023年6月2日
② 発行新株予約権数	32,500 個 第19回新株予約権: 22,500 個 第20回新株予約権: 10,000 個
③ 発行価額	総額 19,042,500 円

	<p>第19回新株予約権:新株予約権1個当たり609円(総額13,702,500円) 第20回新株予約権:新株予約権1個当たり534円(総額5,340,000円)</p>								
④ 当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数:3,250,000株(新株予約権1個につき100株) 第19回新株予約権:2,250,000株 第20回新株予約権:1,000,000株</p> <p>本新株予約権について、いずれも上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権について、いずれも下限行使価額は971.4円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,250,000株です。</p>								
⑤ 資金調達額	総額5,442,792,500円(注)								
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は、第19回新株予約権については1,619円、第20回新株予約権については1,781円とします。</p> <p>但し、第19回新株予約権の行使価額は2023年6月5日以降、第20回新株予約権については2024年6月2日以降、当該回号に係る各本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」といいます。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日行使価額」といいます。)が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日行使価額に修正されます(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。)。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいいます。</p> <p>但し、いずれの回号についても、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である971.4円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>								
⑦ 行使請求期間	2023年6月5日から2025年6月4日								
⑧ 募集又は割当方法(割当先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第19回新株予約権:</p> <table border="0"> <tr> <td>LCA0</td> <td>18,000個</td> </tr> <tr> <td>MAP246</td> <td>4,500個</td> </tr> </table> <p>第20回新株予約権:</p> <table border="0"> <tr> <td>LCA0</td> <td>8,000個</td> </tr> <tr> <td>MAP246</td> <td>2,000個</td> </tr> </table>	LCA0	18,000個	MAP246	4,500個	LCA0	8,000個	MAP246	2,000個
LCA0	18,000個								
MAP246	4,500個								
LCA0	8,000個								
MAP246	2,000個								
⑨ 行使数量制限の内容	<p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、引受契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められております。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が2023年6月2日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限</p>								

	<p>超過行使」といいます。)を割当先に行わせません。</p> <p>割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
<p>⑩ そ の 他</p>	<p>当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>また、当社は、割当先との間で割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、引受契約を締結しております。</p> <p>引受契約において、本新株予約権に関して以下の内容が定められております。</p> <p>※行使停止要請</p> <p>当社は、2023 年 6 月 2 日以降、引受契約の規定に従い、随時、何回でも、割当先に対して、本新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下「行使停止期間」といいます。）を定めることができます。当社が行使停止期間を定めたときは、行使停止期間の初日（以下「行使停止期間開始日」といいます。）の 3 取引日前の日までに、これを割当先に通知します（かかる通知を、以下「行使停止要請通知」といいます。）。行使停止期間開始日及び終了日は、いずれも行使可能期間の間のいずれかの取引日とします。</p> <p>また、当社は、割当先に対し、通知を行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。</p> <p>なお、上記のとおり、当社は、当社株価動向等を勘案して行使停止要請通知又は行使停止要請通知の撤回を行うことがありますが、かかる通知又は通知の撤回を行った場合、その都度適時適切に開示いたします。</p> <p>※本新株予約権の買戻</p> <p>当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当先から買い取るものとします。割当先は、当社の口座にかかる買取りによる当該本</p>

新株予約権の移転に係る記録が買取日になされるように、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程その他の法令、関係規則等に従い、かかる記録のために割当先がとるべき手続を行います。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該条項に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。

なお、当社が当該条項に基づき本新株予約権を買い取った場合、本新株予約権の消却を行う予定です。

※行使コミット

割当先は、2023年6月5日以降、84計算対象日（以下に定義します。）の期間（以下「行使コミット期間」といいます。）内に、保有する第19回新株予約権の全てを行使するものとします。なお、各本新株予約権の行使は制限超過行使に反しない限度で行われるものとし、行使コミット期間の終了日より前に当社による第19回新株予約権の全部又は一部の取得日が到来した場合又は行使コミット期間中に以下の①に該当する取引日が合計で20取引日以上となった場合には、割当先は第19回新株予約権の行使を行う義務を免除されます（但し、割当先は、当該条項に定める第19回新株予約権の行使を行う義務を免除された後も、制限超過行使に反しない限度で、自らの判断により残存する第19回新株予約権を行使することができます。）。

「計算対象日」とは、①東証における当社普通株式の終値が第19回新株予約権の下限行使価額を下回っている場合、②当該取引日において第19回新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当先が合理的に判断した場合、③災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における第19回新株予約権の行使又は第19回新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます。

※譲渡制限

割当先による本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要です。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。

※優先的交渉権

当社は、払込期日から2025年6月4日又は本新株予約権が割当先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当先以外の第三者に対して、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称します。）を発行又は処分しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行

	<p>又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとします。割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。なお、割当先が引受けを希望せずに、当該第三者に対する発行又は処分がなされた場合に、割当先に通知した内容・条件と実際の発行又は処分の内容・条件が完全に同一でなかったとしても、発行又は処分される証券の種類、価額、数量や経済条件に影響する引受契約の条件に係る差異がなければ、当該条項の違反とはならないものとします。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上